令和6年度

港区障害児通所支援事業所運営支援補助金の申請について

令和6年9月27日 港区障害者福祉課障害者事業所支援係

1 補助内容

No.	補助対象経費	補助対象経費の内訳	補助率	補助限度額	対象サービス
1	事業所の借上げに要する賃借料	(1)賃借料 (2)共益費 (3)(1)及び(2)に係る 消費税	3/20 ~ 1/4 (New)	_	児童発達支援 放課後等デイ サービス
2	送迎の実施に要する費用	(1)車両購入費(2)駐車場代(3)送迎に使用する車両の借用費用(4)送迎に臨時にタクシーを利用した場合の費用	1/2	1,000,000円	放課後等デイサービス
3	延長療育の実施に要する費用	午後6時前からサービス提供して いた児童に対して、午後6時以降 も引き続きサービスを提供した場 合の人件費		1 時間当たり 938円	放課後等デイ サービス
4	重度障害児に対する療育の実施 に要する費用	愛の手帳(1度又は2度)の交付 を受けている児童に対して、サー ビスを提供した場合の人件費		1 時間当たり 938円	放課後等デイ サービス

2 補助要件

No.	補助要件			
	・事業所が港区内に所在す	ること。		
共通	・第三者評価を3年に1回受審し、その結果を公表していること。 ※令和3年度以前に開設し、令和5年度までに未受審の事業所 →令和6年度中に受審が必要(区の受審費用補助制度あり。10/10補助。上限60万円) ※令和4年度以降に新たに開設した事業所 →令和6年度中の受審は免除			
・賃借料(家賃)を支払っていること。				
	・補助対象期間の事業所の利用児童の構成(港区民率)に応じて補助率が変わります。			
1 (Now)	港区民率	7割以上	5割以上7割未満	5割未満
(New)	補助率	1/4 (25%)	1/5 (20%)	3/20 (15%)
	※港区民率=港区民の利用延べ日数/利用児童の利用延べ日数			
	※欠席時対応加算を算定	した児童は、延べ人数	に含みます。	

No.	補助要件
2	・送迎加算を算定していること。
3	・午後6時前からのサービス提供を延長して、午後6時以降もサービス提供していること。 ・午後6時以降のサービス提供を担当する従業者に人件費を支払っていること。 ※届出上のサービス提供時間が午後6時を超えている事業所が、午後6時からサービス提供した場合は対象外です。(本来のサービス提供時間にあたる場合) ※届出上のサービス提供時間が午後6時を超えている事業所が、午後6時にサービス提供が終了する児童に対して、午後6時以降も、予定を延長してサービス提供した場合は対象です。 ※送迎時間は、サービス提供時間に含みません。 ※平日のみ。1日当たり従業者3人まで。午後7時まで。
4	・東京都愛の手帳交付要綱に基づく愛の手帳(1度又は2度に限る。)の交付を受けている児童のサービス提供を担当する従業者に人件費を支払っていること。 ※送迎時間は、サービス提供時間に含みます。 ※1日当たり最大8時間、1人まで。

補助額の算定 3

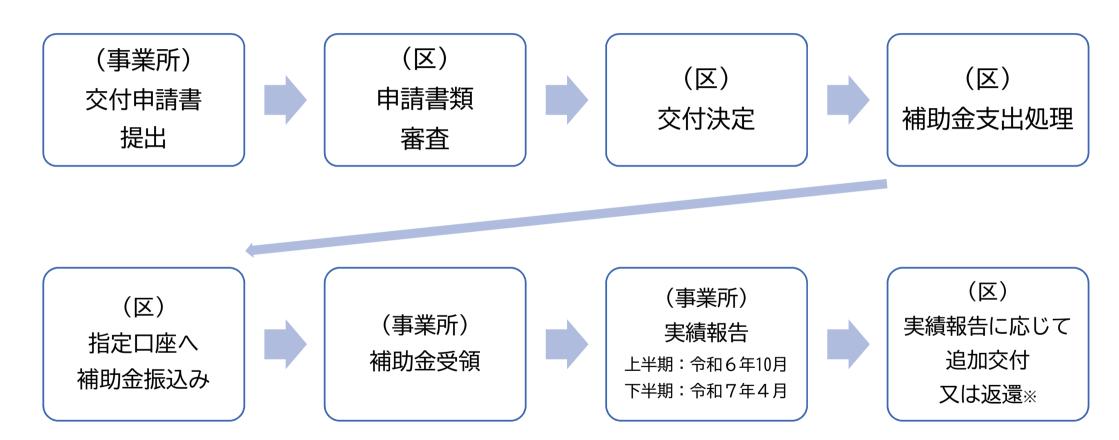
補助額=補助対象経費1~4の合計(千円未満切捨て)

- 【 計算例 】
- 家賃(港区民率7割以上の場合) 400.000円/月×補助率1/4×6月=**600.000円**
- 2 送迎費用
 - (1) 駐車場代(月極)
 - (2) 駐車場代(コインパーキング) 1回400円×22日×6月=52,800円
 - (3) レンタカー代
 - (4) タクシー代
 - 送迎費用合計(1)~(4)
- 3 延長療育
- 重度障害児療育

- 50,000円/月×6月=300,000円
- 3.960円×4日×6月=95.040円
- 3,060円×6回=18,360円
- (300,000円+52,800円+95,040円+18,360円) ×補助率1/2=**233,100円**
- 938円× (12日/月×2人+9日/月×3人) ×6月=**287.028**円
- 938円×(4日/月×8時間+20日/月×2.5時間)×6月=**461.496円**

合計 〉 600,000円+233,100円+287,028円+461,496円=1,581,624円⇒ 【補助額】1,581,000円

4 交付手続きの流れ



- ※賃借料に変更があった場合は、交付申請と同様の流れで変更交付申請してください。
- ※他制度の助成を受けている場合は、精算時に返還を求めます。

5 申請に必要な書類

No.	提出書類
共通	・港区障害児通所支援事業所運営支援補助金交付申請書・請求書(区様式)・振込金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し
1	・事業所の賃貸借契約書の写し・指定申請時(変更申請)時の平面図の写し・賃借料(家賃)を支払ったことが分かる書類(通帳の写し又は領収書等)
2	 ・送迎車両を購入したこと及びその購入費用が分かる書類(車検証、領収書等) ・送迎車両を駐車する月極駐車場代を支払ったことが分かる書類(通帳の写し又は領収書等) ※コインパーキング代は区様式(Excel)に金額を記入し、提出してください。 ・送迎車両を借用した場合、その借用費用が分かる書類(区様式(Excel)) ・臨時でタクシーを使用して送迎を実施した場合に支払った費用が分かる書類(領収書等) ※補助申請内容によって、必要書類が異なります。

No.	提出書類
3	・午後6時から午後7時までの間にサービス提供したことが分かる書類 (サービス提供実績記録票(保護者確認を得たもの))・申請様式に添付の計算シート
4	・重度障害児を受け入れたことが分かる書類(利用児童名簿、他区民の場合は愛の手帳(写)) ※保護者に説明、同意の上、写しを取得してください。 ・重度障害児にサービス提供したことが分かる書類 (サービス提供実績記録票(保護者確認を得たもの)) ・サービス提供実績チェック表(区様式(Excel)) ・申請様式に添付の計算シート

- ※ 申請根拠書類(コインパーキングやレンタカー等の領収書含む。)は、5年間保管してください。
- ※ 申請内容について、運営指導時に確認する場合がございます。

6 申請書類の提出

【 提出期限 】

	家賃・送迎・延長療育・重度療育	
上半期分	令和6年9月30日(月)	
下半期分	令和7年3月31日(月)	

【 提出先 】

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号(港区役所2階 204窓口)

保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業所支援係

電話 03-3578-2677、2667 担当:小寺、杉山